資料６

成長企業への資金供給の在り方等に関する
ワーキンググループ（第３回）　意見書

2026 年 11 月 9 日
日本総合研究所　翁　百合

○今後の PE ファンドの M&A 案件の増加などを考慮すれば、プロ向け貸金業者の貸付先同様、コミットメントライン法の適用対象範囲を拡大し、経営基盤と交渉能力を有する「プロ」としての投資事業有限責任組合などの組合型ビークルが借入人となるケースでも、サブスクリプション・ファシリティの設定を可能にすることに賛成。

○今後ファンドやリース会社などのプロ向け貸付の規模が拡大すれば、銀行のように必ずしも監督が行き届いていない「シャドーバンク」が広がることとなる。こうしたプロ向け貸付は、消費者保護の観点の規制・監督の必要性は低下する一方、マクロプルーデンスの視点からの監督の必要性は高まる。市場を揺るがすようなシステミックリスクを回避するために、金融庁の監督は重要であり、定期的な健全性や取引実態把握の必要がある。ノンバンクの場合、マクロプルーデンスの観点からは、当該金融機関の健全性、大口貸付については取引状況（資金調達構造（カウンターパーティ、レバレッジ）や流動性ミスマッチ、エクスポージャーの集中等）などは把握できるようにしておく必要があるのではないか。特に海外の金融機関が参入する場合は、海外監督当局と当該金融機関の健全性や取引状況についての情報共有も必要になろう。

○債務者への情報提供については、デジタル化等の環境変化を踏まえた対応は必要であるが、利用者の中には多重債務に追われる消費者や高齢者もいると思われることから、書面交付義務については利用者保護の観点からの検討も必要と思われる。

○ＤＸ化の進展を踏まえ、貸付の利率、返済方式等については、営業所等の提示またはホームページの提示のいずれかを選択できるようにすべき。悪質な貸金業者が大幅に減少していることから、登録更新制については、条件付きでの５年ごと更新に賛成。貸付業協会支部の合理化は進めるべきであるし、グループ会社間等貸付に加えてグループ外への貸付を兼業する者が行うグループ会社間等貸付について貸金業法の適用除外にすること、貸金業法における貸金業者の「役員」の定義規定について、貸金業者の適正性を確保するため、監査役を加えることに賛成。

以上